

『一部負担金等の減額・免除・徴収猶予』

の特例措置があります!!

災害その他厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、一部負担金を支払うことが困難であると認められたものに対し、特例措置をとります。

下記に該当する被保険者は、ジェイティ健保に申し出て、手続きをすることができます。

火災・風水害・震災等の災害により、生活が著しく困難になったとき、または、住宅・家財・その他の財産に著しい損害を受けたことにより、生活が著しく困難になったとき等があります。

災害の状態等によって、一部負担金等の減額・免除・徴収猶予のいずれかの認定をし、証明書を発行します。交付を受けた証明書を保険医療機関の窓口に提示することで、一部負担金等が減額、免除もしくは徴収猶予されます。

該当する被保険者が手続きすることで、被保険者および被扶養者が適用を受けられます。